

生徒に対する「性的行為」の根絶について

1 校内ルール

- (1) 生徒と教室や研究室等で外から見えない状態で1対1にならない。相談等ではドアを開放したり、複数で相談に応じる。やむを得ない場合は校長等に連絡の上、指定された場所で行う。
- (2) 教室、研究室、その他諸室の管理等を適正に行う。
 - ・ドアの小窓などにポスター等の掲示物は貼らず、外から誰が見えるようにする。
 - ・ドアの小窓の設置等が難しい室は、室管理者を教頭等管理職とし、随時、使用状況等を確認する。
 - ・部屋を1人の教職員が管理しないよう鍵の複数化や教務室等での保管をする。
- (3) 私的な電話、メール、SNS等によるやり取りはしない。
 - ・生徒に対する教育指導の目的で、携帯電話番号・電子メールアドレス等の連絡先を収集する必要がある場合は、学校の許可を得て本人・保護者に目的を伝え、文書により承諾を得る。
 - ・生徒への連絡には、可能な限り業務用個人メール（きずなネット）や Google Classroom を使用する。
- (4) 生徒の身体へは、安全確保等社会通念上認められるもの以外、接触しない。
- (5) 教育目的外はもちろん、教育目的でも不必要な生徒の撮影や録画をしない。
- (6) 教育目的外で生徒に性に関することを話題にしたり、質問したりすることはしない。
- (7) わいせつ行為が疑われるときはもとより、室管理が不適正であったり、指導方法が不適切と感じるときは、躊躇することなく校長等に報告する。あるいは、校内相談窓口（全定教頭）又は校外通報・相談窓口へ連絡する。

2 校内体制等について

- (1) 教職員に対して
 - ・教師は生徒に対して優位な立場にあることを踏まえ、どんな場合でも性的行為は一切許されないことを認識する。
 - ・性暴力等の未然防止のために、学校内の死角となる部分を洗い出し、教職員間で共有する。
 - ・全教職員が性暴力等に関する理解を深めるとともに、その感度を高めることにより、学校全体で、性暴力等を防止していく。また、年2回性暴力等に特化した研修を実施する。
 - ・セルフチェックシートによる自己の言動の振り返りを行う。
- (2) 生徒や保護者に対して
 - ・本校での取組等については、学年だより、ホームページ等を活用して情報発信する。
 - ・PTA総会、保護者懇談会等の機会を活用して周知を図る。
 - ・自校のルールを守っていない場合は、校長等又は校内や校外の相談窓口に連絡することを周知する。

3 校外・通報相談窓口

- (1) 生徒、保護者を対象
 - ① 学校生活相談センター
 - ・電 話 番 号：0120-0-78310「なやみいおう」（無料24時間受付）
 - ・メー ル ア ド レ ス：gakko-sodan@pref.nagano.lg.jp
 - ② 子ども支援センター
 - ・子ども専用ダイヤル：0800-800-8035（無料）
 - ・大人用ダイヤル：026-225-9330〔月曜日～土曜日 10:00～18:00（日曜日・祝日・年末年始は休み）〕
 - ・メー ル ア ド レ ス：kodomo-shien@pref.nagano.lg.jp
- (2) 教職員を対象
 - ① 教職員通報・相談窓口
 - ・封書：〒380-8570 長野県教育委員会「通報・相談窓口」
 - ・メー ル ア ド レ ス：kodomo-tsuho@pref.nagano.lg.jp
 - ② 子ども支援センター
 - ・大人用ダイヤル：026-225-9330〔月曜日～土曜日 10:00～18:00（日曜日・祝日・年末年始は休み）〕
 - ・メー ル ア ド レ ス：kodomo-tsuho@pref.nagano.lg.jp